



Title	パワーへの基本的視座 : S. クレグの所論を中心に
Author(s)	君塚, 大学
Citation	年報人間科学. 1980, 1, p. 17-35
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10412
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

パワーへの基本的視座

— S・クレックの所論を中心に —

君塚 大学

一 序

パワーを仮に、ある個体が他の個体に行為や思考のコースを変えさせる可能性とすれば、個体（個人あるいは集合体）間のパワー関係は、ある状況ではある個体がパワーを行使し、また他の状況では他の異なる個体がパワーを行使するという、所謂、多元的なパワー構造をとるようみえる。組織内パワー関係は、職務・権限の厳格なハイアラキーをもつ機械的一枚岩的官僚制ではなく、むしろ組織内外の状況の変化に応じて柔軟にパワーの布置を変える有機的多面的な形態をとるといふ観察データがある。そして、組織論は古典的官僚制論から状況適応理論へ流れ来たっている。諸集団間あるいはコミュニティでのパワー関係は、フォーマル、インフォーマルな社会的地位のハイアラキーに相即するパワー序列、したがって、地位の頂点に立つ一握りの者が絶対的なパワーを行使するといふピラミッド形態をとるのではなく、むしろ個々の係争問題ごとに

パワーの布置構造がめまぐるしく変化するという観察データがあり、コミュニティ権力論は、所謂、パワー・エリート論から多元論へと比重を移している。

この二つの比較的ミクロとマクロの理論は奇しくも軌を一にしている。事実、組織内では、例えば市場開発という戦略においては、市場状況に通暁しているマーケティング部門が最大の主導権を握るといふように、分業が深化し、個々の下位部門が各々の特殊化された機能を果たすことにおいては、下位部門はいわば不可侵のパワーを行使する。また、コミュニティでは、例えば原子力行政関係の審議会に招かれた学識経験者がこの課題領域においてイニシアティブをとる場合のように、個々のイシューをめぐる、その度ごとにパワー行使主体が入れ換わる。これらは目に見える現象としてはまさにそのとおりであろう。

しかし、そうした現象を一段掘り下げ、現象の深層に沈む根柢に分析の光を当てたときに、なおもそれらの多元論は充分なる妥当性を保ちうるであろうか。先の例に関して言えば、市場開発という戦

略そのものを目標化させている力は何処から由来するのか、市場状況に通暁しているとするときの通暁・不通暁を判断する基準は何であろうか。戦略目標を予め方向づけ、判断基準をある特定のものに定めるパワーが、表層の現象における多元的なパワー布置の底に、一元的な統一体をなして蔽として存在するのではなからうか。行政をして原子力を課題化せしめる力、ある者を学識経験者と認める基準、彼を審議会メンバーとして選択する基準を決定するパワーが、多元的なパワー現象の基底に、一元的統一的に存在するのではなからうか。これらの深層でのあり様は普段容易には目に止まらない。

あたかも空気の存在にわれわれが氣をとられないように、あまりにも慣れきっているがゆえにわれわれはそれらに氣付かない。しかし、ひとたび深層のパワーへの挑戦がなされるときに、深層のパワーはその顔を垣間見させる。すなわち、組織成員が市場開発の戦略的必要性を相対化し二次元的なものとみなすときには、企業、組織の破綻という必然法則に彼らは出会い、押し潰され、住民が原子力よりも安全で素朴な生活を要求するときには、物的生産至上主義に彼らは対面し、握り潰される。

目に見える現象としてあらわれる表層でのパワーは、このように先立つ深層でのパワー作用の土台の上での出来事であり、表層のパワーに視界を限る状況適応論や多元論は、この深層でのパワー作用を決して把握することができない。価値上の対抗が噴出している近年にあつてはとりわけ、それらを超える分析枠組が必要とされるのである。

それでは、表層のパワーに先立ち、それを水路づける深層のパワー作用をわれわれはどのような分析枠組をもって捉えきることができるのであろうか。本稿の課題は、主にクレッグ S. Clegg の所論を紹介しつつ、この分析枠組を追究することである。

二 パワーとイシュー

地域権力構造論争

地域権力構造論争は周知のように、研究方法においてはハンター E. Hunter の声価法、ミルズ C. W. Mills の地位法に対するグール R. Dahl のイシュー法の対峙という形をとり、結論的特質においてはパワー・エリート論と多元論との対極形をとり、方法と結論とは平行関係をなした^①。クレッグの整理によればミルズのパワー・エリート論の特徴は次の点にある^②。(1)中間的地位の多数者とははつきり異なる分立したパワーをもつトップ層が存在すること。(2)この支配エリートは共通の同質の基本的世界観を共有し、この世界観を決して問題にしないこと。(3)数多くの利益集団があるけれども、これらの集団のパワーは相殺されず、むしろ凝集するエリートに集中すること。

このようなエリート論に対し、多元論は正當にも次のように批判を加える^③。(1)エリート論はどの制度にも秩序化されたパワー・システム、すなわち、パワー構造が存在すると予断する。そして、「誰がこのコミュニティを動かしているか Who runs this com-

community?」と発問する。しかしむしろ、そうした予断から自由な「かりそめにも誰かがコミュニティを支配しているのか Does anyone at all run this community?」という問い方をすべきである。(2) エリート論はパワー構造が安定的だと仮定する。しかし、パワーはイシューと切り離せないし、イシューは一時的なことも持続的なこともあり、その仮定は不正確である。(3) エリート論は人々の声価と実際のパワーとを同一視する間違いを犯している。このように批判する多元論は具体的に観察できるパワー行使に注目し、パワーとは意思決定への参加だと定義し、したがって、具体的なイシューをめぐる意思決定のシリーズを調査することによって、パワー構造は分析可能だと考える。その手続きは、(1) 重要なキー政策決定を選びだすこと。(2) その政策決定過程で積極的な役割を果たす者の同定。(3) 政策案の対立・解決過程でのその者の行動の詳細な観察。(4) コンフリクトの特定の帰結の同定と分析、である。こうしたイシュー法にもとづく調査研究から、結論として、エリート論とは対極をなす多元論が導かれる。

このような論争に両者をもとに否定する立場から介入し、「以後の権力論争を飛躍的に前進させた」(6) のはバツハラツハ||バラツツ P. Bachrach || M.S. Baratz の仕事である。彼らはエリート論に対する多元論からの批判を部分的には正当としつつも、そのイシュー法に対して、例を挙げつつ二つの致命的欠陥を指摘する。

第一に、次のような事例——多分、読者には珍らしくない筈とバツハラツハ||バラツツは言う——を挙げる。すなわち、仕来たりに呪

縛された管理者に率いられた大学・研究所で、積年の施策に度しがたい既得権益がこびりついていることに苦しみられている教授が独り自室で決心する、次の会合での施策に挑戦するぞ、と。しかし、時来たりて凍てつく彼の唇。何故か——とバツハラツハ||バラツツは問い、重要と思われる理由を三つ程挙げる。(1) 自己の企図が大学・研究所への不誠実と解される恐怖。(2) 同僚の信念や態度からすれば、自己は少数派になるとの判断。(3) 大学・研究所の規則制定の仕方からすれば、自己の提案は永久に握り潰されるとの判断。「しかし、どの場合であれ、重要な点はどれも同じである。つまり、個人であれ集団であれ、政策コンフリクトが公にもちあがるのを抑える障壁を——意識的にか無意識的に——作り出し、強化すればする程、その個人あるいは集団はパワーをもつものなのである。」すなわち、「もちろん、パワーは、ある主体Aがある主体Bに影響を与える意思決定に関与するとき、行使される。しかし、Aが自己にとって比較的無害なイシューのみを公論するように、政治過程の範囲を限界づける社会的政治的価値や制度を作り出し、補強するのに彼のエネルギーを投入する時にもまた、パワーは行使されるのである。」(6)

このように一歩掘り下げた鋭い視線からバツハラツハ||バラツツは、多元論がパワーの目に見える一面のみを皮相的に見るにすぎず、パワーのもう一つの顔、すなわち、非決定 non-decision-making における不可視のパワーに目を閉ざしている、とドラスティックに批判する。

では、言うところの見えざるパワーを見るにはどうしたらよいの

だろうか。具体的に公然としたイシューをめぐる観察可能な意思決定過程における見える・パワーではなしに、解決すべき課題がある主体Aに有利なように、あるいは無害なかたちのイシューに誘導し、水路づける過程で作用するところのパワー、さらに、解決すべき課題そのものを排除し、押し潰す過程で作用するところのパワー、これらを捉えるにはいかにすべきか。例えば、公害規制法案が予め骨抜きにされたかたちでアジェンダとなるところには、生産を最重視する立場からのパワー作用が強く働いているであろう。また、公害訴訟を住民側がなかなか起こせなかったのは、一つに、法体系そのものが公害イシューを寄せつけない体系になっていたからである。

パツハラツハハバラツツは、こうしたイシューの存立メカニズムを適確に表現するシャットシュナイダー E.E. Schattschneider の「どんな形態の政治的組織にも、ある種のコンフリクトを引き出し、他のものを抑止するのに好都合なバイアスがある。なぜなら組織というものはバイアスの動員だからだ。あるイシューは政治過程に組織化されるのに対し、他のイシューは排除されるのである」という考えから、パワー研究にとっては、「バイアスの動員」へ止目することが不可欠だと提起する⁽⁶⁾。われわれも然りと考える。制度や組織におけるバイアスの存在、これをもたらし維持する力に注意を向けるのでなければ、「やや明白ではないものの、致命的に重要なパワーの顔を見逃すことになるのである。」⁽⁷⁾

パツハラツハハバラツツによるイシュー法批判の第二は、イシューの重要性の区別基準に関するものである⁽⁸⁾。イシュー法は重

要な意思決定をパワーの存立の場だとし、その重要な意思決定を研究者は選びだし、調査対象とすべきだ、と主張するけれども、一体に、イシューが重要かそうでないかを区別する基準は何か。この適確な基準をイシュー法は示しえない、という批判である。イシュー法の立場に立つポルスビイン Porsby は、重要だと一般的にコミュニケーション・メンバーが一致するイシューを重要イシューとみなすとするが、この区別の仕方は、重要と声価されたものをイシューとするということであり、まさしく当のイシュー法が声価法に対して批判する点である。ポルスビインは自ら陥穽におちる。ゲールにしても、重要なイシューであるための必要ではあるが十分とはいえない条件——諸集団間に選好に関するアクチュアルな不一致があること——を挙げるが、パツハラツハハバラツツに言わせれば、日常的な些細なイシューにも選好の不一致がありうるのだから、その基準は適切ではない。

では、どうすべきか。やはり「バイアスの動員」に止目して、パツハラツハハバラツツは次のように主張する。「重要なイシューかそうでないかの区別は——思うに——コミュニティでの『バイアスの動員』すなわち、一つあるいはそれ以上の集団が他の集団と比べて既得権益を得るのに好便なドミナントな価値、政治的神話、儀礼、制度、これらを分析することなくして明瞭にはなしえない。この知見を得てこそ、ドミナントな価値あるいは既成の『ゲームのルール』へのどの挑戦が『重要なイシュー』をつくるのか否かを結論づけることができるのである。」⁽⁹⁾

パワー論争へのパツハラツハ||バラツツのこのような介入から、われわれが取り出し継承すべきことは、パワーは具体的な意思決定過程に可視的な姿であられもすれば、イシューの水路づけ、握りの比較的可視的明白でない非決定過程に不可視の姿であられることもあり、この後者のパワーの顔を見逃すことは、パワー分析の致命的欠陥となる、ということである。したがって、パワーを捉えるパースペクティヴとして、一つは、具体的なイシューをめぐる顕在的コンフリクト過程でのパワー——これを「可視のパワー」と呼ぼう——と、二つには、人々の苦情や悲憤慷慨をイシュー化するのを抑止し、偏向を加える潜勢的コンフリクト過程でのパワー——これを「不可視のパワー」と呼ぼう——との二次元的視座が必要なのである。

パワーとコンフリクト

しかし、翻って考えるに、確かにその「可視のパワー」と「不可視のパワー」との二次元的視座はあるが、果して、それで十分であろうか。このパワーの二つの顔はともにコンフリクト——顕在であれ潜勢であれ——を存立の場としている。では、コンフリクトが存在しない平和な世界に、パワーは一切作用していないのであろうか。

このような視角をもって、パツハラツハ||バラツツをさらに超えようとするのがルークスS Lukesであり、クレッグS Cleggである。ルークスは、パツハラツハ||バラツツが二次元的視座をとり、ダールたちの「可視のパワー」のみに目を鎖す一次元的視座をはる

かに超えるけれども、根柢的に超えるものではない、と評価する。この評価は妥当であろうか。ルークスが彼らを未だ根柢的ではないとする所以は、パツハラツハ||バラツツが苦情のあるところのみコンフリクトを見、このコンフリクトのところでのみ二つのパワーを見る点にある。彼らは、「もし公然、非公然のコンフリクトがないならば、仮定は次のようになるにちがいない。すなわち、既存の価値分配に関し合意があり、そこでは非決定（における「不可視のパワー」——筆者注）は不可能である、と」(三)と主張し、コンフリクトがなければ、非決定が、したがって「不可視のパワー」が作用したか否かを正確に判断できる方法はない、現状に対する普遍的な黙認があるようにみえるところでは、合意が純粹なものか、それとも「不可視のパワー」によって押しつけられたものか、の判定は不可能だと考える。普遍的黙認||苦情や悲憤の不在||コンフリクトの不在||「不可視のパワー」の不在、このような等式を設定するパツハラツハ||バラツツの視座に対し、ルークスは、このような視座では「そのようなコンフリクトのもちあがるのを阻止することこそ、最も効果的かつ狡猾なパワー行使なのだ、という重大な点を見逃すことになる」(三)と根柢的かつ説得的に批判する。「既成秩序内の役割を受容するように、人々の知覚、認識や選好を整形することによって、苦情や悲憤をもつことを、どの程度にしろ抑えこむことこそ、窮極の最も狡猾なパワー行使ではないのか。なぜなら、そのために、人々は既成秩序に対するオルタナティヴを想像することもできないし、あるいは既成秩序を自然のもの変えられぬものとみなすし、さ

らには神的に莊嚴化し恩寵化さえないか、「苦情の不在を純粹な合意と同一視することは、定義上まさしく、虚偽の、あるいは操作された合意の可能性を除外することであろう」(113)。

こうしてルークスは「窮極の最も狡猾なパワー行使」への視線を確保する三次元的視座を提出する。この第三の視座は、コンフリクトが顕在的にも潜在的にも存在しない次元に注がれる。しかし、この次元には、適切かつ十分な情報と強制のない選択が人々に与えられたとき、人々がもつであろう「真の利害関心 real interest」と既得権益者の利害とのコンフリクトの可能性がある。いわば未在のコンフリクトを孕むのである。この未在のコンフリクトを常に未在のままに、地下に押し込め、非在にするパワー——これを「顔のないパワー faceless power」と呼ぼう——こそ重大であり、分析の光を当てられるべきなのである(114)。

この「顔のないパワー」への視線を確保することによって、われわれは、具体的に目にも見える意思決定での「可視のパワー」の底に沈み、それを基底的に方向づけ梓づけしている「バイアスの動員」と呼ばれる作用を「不可視のパワー」と「顔のないパワー」とに分離することができる。この三種のパワーへの視座を、次章では組織内パワー構造に当て、この三種のパワーの性格とそれらのあいだの連関をより詳しくみてみよう。

三 組織内パワー構造

組織における「可視のパワー」

組織場面で立ち現われる個体の性格は、さしあたっては役割演技者である。役割が職務規定というかたちで規範的に厳密に定義され、その地位関係が固定的なハイアラーキー構造をとる、所謂言葉の強い意味での官僚制では、個体はそうした役割演技者としてのみ現われるであろう。このかぎりでの個体を、仮に「役割人格」と呼べば、この役割人格によって行使される例えば指揮命令等のパワーには、行為個体の役割人格を越える「個体的なもの」(115)の介入する余地はまったくない。もしそうであるならば、ここでのパワーの性格は、仮にヴェーバー M. Weber の用語を藉りれば、マハトよりもヘルシャフトに近い。というのも、マハトとは「抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性」(116)であり、この定義にいう「自己の意志」は、われわれのいう役割人格の意志に納まりきれず、むしろ、「個体的なもの」に属すると解せるからである。そして逆に、ヘルシャフトとは「或る内容の命令を下した場合、特定の人々の服従が得られる可能性」(117)であり、服従が「特定の人々の」と限定され、「或る内容の」と限定される命令は、われわれのいう役割人格に担われたパワーと相即するものだからである。したがって、典型的な官僚制をとる組織での「可視のパワー」の性格はヘルシャフトである。それゆえ、これは官僚制組織のフォーマル構造であるため、

比較的捉えやすいので、パワー論があえて問題にする程の問題は少ないであろう。

しかし、組織においてマハトは生起しえないのであろうか。たしかに、役割規定が一義的であり、地位序列がリジッドに規定されている機械的官僚制では、行為主体は「個体的なもの」を貫徹しにくいから、マハトは生起しがたい。ところが、経験的に多くの場合そうであるように、官僚制的な機械的活動でもって充分な有効性を達成できないときに、組織は脱官僚制の柔軟な有機的構造をとる。この有機的組織では、ルーティンの活動ではなく、個々の状況ごとにもちあがる、その時その場の課題に臨機応変に対処するやや不規則な活動が要求される。この要求に応えるべく、組織は主に二つの方途をもつてであろう。職務権限としての裁量、共同選択とも呼ぶものがある。前者は、成文律にか默契的諒解律に依るかはともかく、規範に承認されて存在するものである。職務権限としての裁量は、役割規定を敢えて一義的にせず多様性をもたせることによって、役割演技者に指揮命令等の具体としての行為を選定する余地を与えるものである。したがって、この裁量の存在そのものは規範に支えられるけれども、裁量の内容そのものは役割演技者の「個体的なもの」に任されている⁽²⁰⁾のであるから、「自己の意志を貫徹」できるマハトがここに生起しうる。共同選択とは、一人の役割演技者ではなく、課題に係わる複数の役割演技者たちに任せられる行為選択である。ここでも、いうところのマハトは生起しうる⁽²¹⁾。こうした職務権限としての裁量や共同選択の過程は、予め存在する

フォーマルな組織構造と対比的に言えば、そのフォーマル構造に付随する創発的構造をかたちづくと見えよう。組織過程が、したがって役割がフォーマルに規範的に規定されると言っても、それは未だ抽象的な規定である。したがって、限定されつつも複数の選択肢がありうるという不確定性・複雑性を裁量や共同選択における選定を介し、それを確定性・単一性に縮減⁽²²⁾してはじめて具体としての組織過程・行為を現実化できるのである⁽²³⁾。要言すれば、具体としての組織過程は、インフォーマル構造はさておき、フォーマル構造と創発的構造との重合として展開されるといえよう。

したがって、やや柔軟な有機的構造をとる組織では、各個人の具体としての行為は規範的に規定される役割演技と「個体的なもの」の表現との二契機とともに重合させているのであるから、ここにおける「可視のパワー」はヘルシャフトとマハトとの重合として現われる⁽²⁴⁾。

この創発的構造をかたちづくる裁量や共同選択の過程におけるパワー（マハト）現象、とくに、フォーマルなヘルシャフトに対するプロフェッショナルのパワーに着目し、古典的官僚制組織論を超えようとしたのが、周知のように、ゴールドナー A. Gouldner やブラウ P. Blau たちであり、とくに比較的下位の成員に担われるパワーへの注目こそ、クロジエ M. Crozier らの機械的官僚制論批判へのきっかけだったのである⁽²⁵⁾。

従来の官僚制論では人間は道具視され、逆に人間関係論では感情的不合理な存在とみなされてきたが、「しかし、人間は単に手や心

ではない。人間は頭をも持つのである。ということは自分自身のゲームを決定し、演ずる自由をもつということの意味するのだ」⁽²⁵⁾とクロジエは彼自身の視角をシンボリックに表わす。「下位者は彼ら自身の問題を討議し、それらを交渉することができる自由なる主体とみなしうる。彼らは単にパワー構造に従属するのではなく、その構造へ参画するのである。」⁽²⁶⁾

では、下位者たちは何を切り札としてバーゲニングをしうるのか。結論的に言えば、組織の目的的活動にとつて戦略的に重要な状況の不確実性に対処しうる、他者がもちえない技術・技能・知識、これである。すなわち、戦略的コンティンジェンシーを統御しうるものがパワーを持つ。こうした戦略的コンティンジェンシーへの各個体の対応をめぐり、組織内パワー構造を捉えようとするクロジエの視角はローレンス＝ロッシュ P. R. Lawrence—J. W. Lorsh やヒクソン D. J. Hickson たちに受け継がれるのである⁽²⁷⁾。

ヒクソンらによれば、組織とは「不確実性を処理するのが主なタスクである諸部門間システム」であり、「この諸部門間の相互依存性のインバランスがパワー関係を惹起する。」⁽²⁸⁾すなわち、パワー関係はコンティンジェンシー処理における部門間の依存性の程度差を源泉とし、他への依存度が低いほど、つまり自立性が高い部門ほどパワーフルだと考えられている。では、この自立性を左右する要因はなにか。彼らによれば、それは(a)部門の不確実性処理能力、(b)部門の活動の代替可能性、(c)部門のワークフローの中心性(連関の多^く pervasiveness、即時性 immediacy)であり、これらにより下

位部門間にパワー序列ができる。

このように、官僚制とは異なる有機的な組織では、状況のめまぐるしい変化に対応する戦略的コンティンジェンシーの統御をめぐる、諸個体間にパワー関係が成立する。しかし、再三暗示してきたように、このパワーは「可視のパワー」にほかならない。言うなれば、パワーのコンティンジェンシー論が組織におけるグローバル版だということとは、先述の三次元的視座からすれば明らかであろう。したがって、タールに対してバツハラツハバツツの批判があるように、パワーのコンティンジェンシー論に対する解釈学的批判がありうる。ただし、「ヒクソンらが看過するのはパワーの構造的・文化的形態だ」⁽²⁹⁾とクレグは、表層の現象の底部に沈む規定的な深層への注視から根柢的に批判する。このクレグの批判と彼の分析枠組とを節をかえて、やや詳しく見てみよう。

クレグの分析枠組—パワーの深層

「ヒクソンらが看過するのはパワーの構造的・文化的形態である……。彼らは顕在的パワー(われわれの用語では「可視のパワー」—引用者注)を惹き起こすイシューの(そして、それゆえにその結果の)タイプを首尾よくかたちづくる『ゲームのルール』という先立つ問題を見逃してしまふのである。彼らがこれを見逃すのは、彼らがパワーの行動主義的概念と結びつく交換理論の系統内に住み、また、機能主義的システム論の枠組に生きるからである」⁽³⁰⁾とクレグは言い、彼らの依拠する基本的視角を抉り出す。ヒクソンら

は、「ブラウが発展させた交換理論からすれば、下位部門は一定のシステムの規範的規制のもとで相互に戦略コンテンツエンジンの統御を交換しており、その交換を介してパワーを獲得しているように見なされる」⁽³⁰⁾と行うように、交換理論にコミットしている。ところが、交換理論は表面的な交換現象は示しうるけれども「交換過程を支配するルールや、これらがどう作用するか、どう発達してきたのか、何ら示さない。」⁽³¹⁾換言すれば、「現象の『深層構造』を見逃すのである」⁽³²⁾。たしかに、ヒクソンらは「一定のシステムの規範的規制のもとで」と言うように、ルールに触れないわけではない。しかし、これを理論上重要な要素として扱ひ出すことはしないのである。さらに、システム論にコミットすることによって、ヒクソンらは、組織を諸部門間の相互依存システムとみなし、パワーを下位部門間の依存性のインバランスと規定することによって、表層に呪縛されるダールらの轍を踏む。すなわち、何がイシューとして戦略的なコンテンツエンジンなのか、誰が、どのように、何故そのように決定するのか、という先立つ重要な問題をまったくもって欠落させるのである⁽³³⁾。例えば、ヒクソンらにあっては、環境の不確実性が対象たる環境そのものの客体的な属性として考えられ、主体の側のパースペクティブの様式、つまり、認識のルール、解釈様式の所産だということが見逃されるのである。それゆえに、何をもって不確実性とするか、という状況定義に関して、下位部門間あるいはメンバー間にコンフリクトがあたかも存在しえないかのように前提されている。さらに言えば、定義された不確実性への対処の効果性・合

理性の判断における基本的な一致、コンフリクトの非存在が前提にされている。しかし、コンフリクトの存在があたかも不可能であるかのようにみえる状態こそがプロブレマティックなのである⁽³⁴⁾。

戦略的コンテンツエンジンの統御の交換を介して、諸個体間に「可視のパワー」が帰結するには、まずそれに先立って、少なくとも、何をもってコンテンツエンジンとするのかという状況定義の過程、それに対するどの統御がレリヴァントかという合理性判断の過程、そしてコンテンツエンジン統御の交換過程、これらを梓づけし、ある一定の方向に導びく水路としての規範、原則としてのルールが存在しなければならぬ。これらの諸過程にはそれぞれ複数の選択肢がありうる。それゆえに、どれかが選択されねばならない。

この選択のコースが規範であり、ルールである。そしてさらには、規範・ルール候補としての数ある選択肢のなかから一つを選ぶ選択の基準として、最も深いところで水路づける基底的制御としての、世界に対する構え・解釈原理が存在しなければならぬであろう。すなわち、パワー関係を含めた組織過程には、規範・ルールと世界への構え・解釈原理とが、言うなれば「バイアスの動員」として現象の底に横たわるのである。こうした「バイアスの動員」にこそ、見逃されたパワー、すなわち「不可視のパワー」と「顔のないパワー」とを見てとらねばならない。

したがって、ヒクソンらが見逃す「ゲームのルール」、「パワーの構造的・文化的形態」とは、一つには、「可視のパワー」を帰結させる状況定義過程、合理性判断過程、交換過程を特定のかたちに向

づける規範・ルールであり、二つには、こうした規範・ルールを最も基底で制御する世界に対する構え・解釈原理である。

このようにヒクソンらを厳しくかつ妥当に批判するクレックの視座は三次元にひろがるものであり、ルークスの三次元的視座を彷彿させる。けれども、ルークスとは独立にクレックはこの視座にいたる。

クレックはまず、パワー現象だけでなく一般的な言語・記号活動における意味理解の一致(不一致)等に関する後期ヴィトゲンシュタイン L. Wittgenstein の「言語ゲーム」、「生活様式」およびシュッツ A. Schutz の「視界の相互性」、ガールフィンケル H. Garfinkel らエスノメソドロジーの「背後仮説」という諸概念に注目し、人々のあいだのコミュニケーションを有意義に可能としているのは、コンテクスト的構造的グラマーだと読みとる。とくに、「生活様式」に関しては、「正しかったり、誤まったりするのは、人間の言っていることだ。そして、言語において人間は一致するのだ。それは意見の一致ではなく、生活様式の一致なのである」⁽³⁵⁾ というヴィトゲンシュタインの考えから、クレックはそれを「世界内存在様式」あるいは「標準 standard」と理解し、人間の思惟や行為を最も奥深いところで規定する選択様式として、「生活様式」をキー概念とする。そしてさらには、チョムスキー N. Chomsky、シクローレル A. Cicourel の「表層構造」、「深層構造」という概念を借用し、構造の三段階を、最も基本的規定的なものから順に、「生活様式」↓「深層構造」↓「表層構造」と呼ぶ⁽³⁶⁾。言語活動のみならずパワー現象の合理的な解釈のた

めには、このような三段階への視座が是非とも必要だ、とクレックは考える。われわれにあつても同断である。

この視座をパワー論に導入すれば、結局、ヒクソンらが等閑視した規範・ルールと解釈原理とは、それぞれ「深層構造」と「生活様式」のことである。クレックの用語では、より特定領域の組織場面では、これらは各々「ルール」と「支配 domination」とであり、これらの内容を体現するトピックとして「合理性」と「経済活動」があてがわれる(図1参照)。

パワー現象における深層構造たる「ルール」を、クレックはヴェーバーに遡って、ヘルシャフトから読みとろうとする。すなわち、特定のタイプの状況下で一定の内容の命令がもたらされる正当化された特殊なパワーを「ルール」と読む。さらに、ヘルシャフトのうちに、この「ルール」の実現・実行に関するカテゴリーとしての権威 *Authority* と、「ルール」実現の可能性に関するカテゴリーとしてのドミニオン *Dominion* とを見、後者を生活様式たる「支配」と呼ぶのである。つまり、ヘルシャフトのうちに、「支配」を「ルール」が媒介し、権威として現象化せしめるところのメカニズムをクレックは見ようとする。さらに、生活様式たる「支配」には、社会的に広汎に分布されている伝統的観念のシンボリックな意味内容が統治的機能をはたす、というジンメル G. Simmel の示唆をも重ねあわす⁽³⁶⁾。

「ルール」および「支配」というものの内容の特徴を示すものが、それぞれ「合理性」と「経済活動」とである。「経済活動」という用語は、漠然としていて不明瞭であるが、クレックはある建設現場で

の労働者やマネージャーの会話を解釈するに際し、「経済活動」を資本の「利潤性 profitability」と読み換える⁽³⁷⁾。この読み換えは、資本主義企業を対象とした場合、何ら新奇でなく、むしろ陳腐であるが、われわれにあっては、「経済活動」をそれに囚われずに、活動の理念や原理として広く理解することができよう。「合理性」にしても、クレッグの参与観察する現場では、一例を挙げれば、現場が常に「利潤性」を確保しているかのようなウソの報告を本社にすることが「合理性」として罷り通る⁽³⁸⁾。というような意味で、「経済活動」という「支配」を首尾よく、効果的に実現する手段的形式という意味あいで見られる。つまり、「合理性」とは、活動の理念や原理を効果的に確実に実現する形式としての合理性であり、言い換えれば、「支配」としての「ルール」という合理性の形式のことである。

では、「ルール」や「支配」の存在それ自体が、「バイアスの動員」としてパワー作用を起こすというのはどのような意味においてであろうか。「ルール」には、例えば一つの類型化の仕方として、伝統的カリスマ的、依法的という合理性の諸形式がありえよう。しかし、「ルール」が首尾一貫した合理性を体現するためには、ある特定の選択肢がドミナントな合理性を保持しなければならない。それゆえ、他の形式は従属的な位置に置かれざるをえない。ドミナントな合理性形式としての「ルール」にそぐわない他の諸形式は、やや強調して言えば、排除され、握り潰される。表層構造での「可視のパワー」は、このような「ルール」の上での出来事であり、予め「ルール」によって水路づけられる。このような意味で、「ルール」の存在それ自体が「不

可視のパワー」を生起させるのである。

「生活様式」たる「支配」は、「ルール」としての特定の合理性形式を決定づける基準である。これは、例えば、伝統的、感情的、価値合理的、依法的というような正当性付与の基準と考えられる⁽³⁹⁾が、ここでもまた、複数の選択肢は一つに絞られねばならない。この選ばれたドミナントな「支配」は他を排除し、自らを押しつけるという意味で「顔のないパワー」をもつものなのである。

こうした「ルール」における「不可視のパワー」、「支配」における「顔のないパワー」の真相を見るべく、クレッグは、先述のように、構造言語学やエスノメソドロジーに触発されて、現象の底に沈む深層構造や背後仮説等に注意を向ける⁽⁴⁰⁾。そして、とくに労働組織を議論の焦点に捉えるとき、グラムシ A. Gramsci のヘゲモニー論に注目するにいたる⁽⁴¹⁾。

gegnenüya (Hegemony) という用語は、一八七〇年代から一九一七年にかけてのロシアの社会民主主義運動で、重要な理論タームとして使われており、それは、政治闘争においてプロレタリアートが主導的な階級意識を発展させる必然性を意味していたといわれる。その後、コミンテルンで、ブルジョアの世界観に誘惑されるプロレタリアートという社会主義への障碍状況を示す曖昧な概念として使われていたが、グラムシはこれを明確に概念化しようとするのである。

初期グラムシでは、ヘゲモニーとは倫理政治的であると同時に、経済活動における極めて重要な機能に基礎づけられているとされ、

観念の優越性と物質的要因のそれとを含意していた。後に、このオーソドックスな用法から、資本主義的生産様式におけるブルジョア的ルールを理解するための概念に発展させられる。それは政治的行動における暴力 force と合意との弁証法的統一という二重のペースベクテイヴにおいてである。この二つの契機が支配 domination とヘゲモニーとである。グラムシのいう支配は、強制概念に近く、武力による直接的制圧である。これに対し、ヘゲモニーとは観念イデオロギー上の支配であり、クレックの言う「支配」はこれに相当する⁽⁴³⁾。では、暴力と合意、支配とヘゲモニーの関係はどのようなものか。

グラムシによれば、ヘゲモニーが強固な場合には、ヘゲモニーだけで充分秩序が維持されるのに対し、ヘゲモニーが弛緩し危機的な状況に瀕するところでは、暴力に訴える支配が作動する。つまり、目にはみえる直接的暴力の不在は、パワーそれ自体の不在を意味するわけではなく、逆に強靱なヘゲモニーというパワーが作動しているのである。

クレックは、このより強靱なへ顔のないパワーを生み出すヘゲモニーの優越構造を「ヘゲモニー支配」と呼ぶ。さらに、マルクス K. Marx の「生産様式」と関係づけて、ゴドリエ M. Godelier やアルチュセール L. Althusser の所論から、(再)生産とは単に物質的製品の(再)生産のみならず生産様式の(再)生産でもあり、しかも、生産を規定するのは「ヘゲモニー支配」たる生産様式であるがゆえに、「ヘゲモニー支配」は自己を再生産するという回帰的契機をもつものだ、と指摘する⁽⁴³⁾。

以上からクレックの整理によれば、まず、「組織におけるパワーは生産手段や生産の仕方をコントロールする能力から成り、より抽象的一般的には、資源をコントロールし、他者に影響を与える能力である」⁽⁴⁴⁾。

こうした表層におけるパワー行使は、一段深層の「ルール」によって規定されており、この「ルール」は「合理性様式」を示すものである。すなわち、特定の「合理性様式」の具体化としての「ルール」が表層の組織形象を性格づけるものである。

「ルール」はこれ自体、世界に対するある構えに支えられねばならない。世界に対するこの構えを、クレックは、ヴェイトゲンシュタインから「生活様式」、マルクスから「生産様式」、グラムシから「ヘゲモニー」という用語を借りて、「ヘゲモニー支配」と名づける。(われわれは、先に記したように、これを価値付与の根拠と読み換える。)これは、規範たる「ルール」そのものを水路づける最も基礎的な基準であり、この基準なしに、「ルール」は一貫性をもちえないし、それゆえに、表層での行為やパワー行使も整序されない。換言すれば、これは最も抽象的な規定形式であるがゆえに、これがそのまま具体化されるのではない。まず「合理性様式」たる規範・ルールにやや具体化され、さらに現象としての行為、パワー行使に媒介されるのである(図II参照)。

四 結

われわれは地域権力構造論争およびルークスの所論から「可視のパワー」、 \langle 不可視のパワー \rangle 、 \langle 顔のないパワー \rangle への三次元的視座を獲得し、この視座をとおしてクレッグの、構造（ヘゲモニー支配） \rightarrow 媒介（ルール） \rightarrow 行為（パワー）の三段階論を見てきた。このパワー分析の枠組は通常のパワー論とはおよそ性格を異にする。この枠組は、例えば、パワーの測定という実証的研究にはまったくそぐわないものである。しかし、この枠組をもつことは決して実証的研究を無効にすることではないし、まして否定することもでもない。このことは明記されてしかるべきだろう。ただし、実証的研究のみでパワー現象のすべてが捉みうるとする主張に対しては、その主張の致命的欠陥を暴露できることは先に見たとおりである。この枠組はむしろ、実証的研究の出発点である初期条件そのものが既にパワーの所産だ、ということを示すものであり、いわば海上に出た氷山の一角を実証的研究は対象にしているのだ、ということを示すことによつて、実証的研究の妥当性の範囲を自覚化させうる反省的契機を与えうる。

では翻つて、海中に隠れる氷山の本体そのものを捉えるために、この枠組は有効適切であろうか。そもそも、海中の氷山に目をやること自体がこの枠組の最大級の主眼点であるので、その視座の重要性が確認されるだけでクレッグの主張は目的を果たしたことになる

かも知れない。そのため、その視座が有効適切か否かを問うのは尚早かも知れないが、枠組の今後の充実のために、長所と短所とを各々一つづつ示しておこう。

まず長所として。クレッグの三段階はいわば三種のパワーの存在の場のそれぞれであり、それゆえにまた、可能態としてのコンフリクトを含めて、コンフリクトの発生しうる処である。したがって、それは経験的な研究では、パワーやコンフリクトがどの段階のものか、つまり、「ヘゲモニー支配」の価値レヴェルか、「ルール」の規範レヴェルか、「表層」のパワー行使のレヴェルか、の特定化を可能にし、さらには、それらがどのレヴェルまで波及しうるか否かを洞察させる。価値におけるコンフリクトは正当性をめぐる対立で、最もラディカルな対立である。規範のレヴェルに固有なコンフリクトは、特定の所与の正当性価値の枠内における、規範・ルールとしての複数選択肢間での合理性（どの選択肢が正当化された価値を合理的効果的に体现しうるか）をめぐる対立であり、日常的に度々見つけられる。表層のパワー行使におけるコンフリクトは、一定の所与の規範内での具体的行為選択における適応的合理性の対立であり、日常茶飯事である。

次に短所について。クレッグの三段階論は、図Ⅰ、Ⅱが示すように、パワー現象を規定する強さの程度に沿い、「構造」 \rightarrow 「媒介」 \rightarrow 「行為」というように規定ヴェクトルが一方方向を向き、逆方向のヴェクトルが作用しないかのような、かなり硬直した図式に陥っている。より正確に言えば、クレッグは図Ⅲに示すように逆方向のヴェクトル

ルを想定しないわけではない。しかし、 $At_3 \rightarrow Mt_3 \rightarrow St_n$ と回帰する
ベクトルが以前の構造 St_1 、 St_2 を変動させて St_n とするのか否
か、何ら示さない⁽²⁶⁾。たしかに、あるところで「革命的階級実
践」⁽²⁷⁾と言い、変動をにわしているが、これが逆ベクトルとどう
繋るのか何も示しえない。これはひとえにクレックが構造的決定を
強調するからである。この姿勢はルークスとギディンス A. Giddens
(ギディンスはパワーを主体の意図・欲求と目的実現とを媒介
する可能性と考え、主体的契機を重視する) に対するときはつきり
する。クレックは次のように言う。ルークスもギディンスも構造と
パワー行使とを語るが、構造をパワー行使より低位に置いている。

ギディンスは「行為者に治められた構造」と「構造に治められた行
為者」とのあいだを動揺する。「これは、ギディンスの定式化におい
ては構造としての、構造における支配という概念が欠けるためであ
り、ルークスのイシュー、利害関心においては構造を介しての、構
造における支配という概念が欠けるためである。」⁽²⁸⁾

このように構造的決定を強調することから、クレックの三段階論
では、具体としての行為およびパワー行使があたかも「構造」たる
ヘゲモニー支配の混りけのない一直線の流出であるかのようにな
されている。それゆえ、これは、ポリリシクなマハトに注目した
クロジェ、ないしは多元論のゲール以前の、古典的官僚制論やパ
ワー・エリート論に逆戻りするかに見える。しかし、〈不可視のパ
ワー〉や〈顔のないパワー〉への視座という固有の長所があるのだ
から、これを生かしつつ、構造的決定の硬直性をときほぐす途をわ

れわれとしては追求すべきであろう。

では、どのような可能性があるか。言い換えれば、クレックが〈個
体的なもの〉のモメントを排除するのは逆に、それを導入するの
はいかにして可能か、である。やはり、クロジェたちが着目した裁
量、共同選択の余地の存在が、その可能性をもたらす客観的条件と
なると思える。具体としての行為は「構造」たる正当性信念・価値
や「媒介」たる規範・ルールに規定され枠づけられつつも、それ
にリジットに一義的に規定されつくされはしない。価値やルールはむ
しろ具体性を欠くのが普通で、この具体性の欠如を、裁量や共同選
択の創発的過程を介して埋め合わせることによってはじめて、具体
としての組織過程が可能なのである。この裁量や共同選択の過程で
〈個体的なもの〉の介入する空間がありうる。つまり、具体として
の行為は、役割演技の構造的契機と裁量・共同選択に任された〈個
体的なもの〉の契機とをともにもつと云える。

こうした具体としての行為が文字通りの同調的な役割遂行として
あるか、それとも、それを逸脱するものとしてあるかは、〈個体的な
もの〉の性格に依るであろう。この〈個体的なもの〉の形式には、
極類型化すれば、ドミナントな「ヘゲモニー支配」や「合理性様式」
に同化的に指向する〈同化指向〉と、逆の指向をもつ〈異化指向〉
とがある、とわれわれは考えたい。

こうするならば、同化指向が現実的に存在する根拠に関心をもち、
それに答えてきた構造決定論者は当然にも、異化指向の存在可能性
の根拠を要求するであろう。

異化指向は個体に担われる社会的態度である。それゆえに「個体的なもの」とされた。しかし、それは文字通りの個体の属性であろうか。その個体が他の諸個体と独立してもつ固有の属性であろうか。われわれはそれが独立固有の属性ではないと考える。同化指向が「ヘゲモニー支配——合理性様式——行為」のまとまりをもつ中心的体系における「ヘゲモニー支配」の個体的な現われであるのと同様に、異化指向もやはり、「正当性信念——ルール——行為」のまとまりをもつ一つの小関係圏の正当性信念の個体的な現象形態である。このため、この小関係圏以外の、例えば中心的な社会体系・組織での具体としての行為場面では、この異化指向の「個体的なもの」と役割人格とはコンフリクトを起す。したがって、異化指向はその本質を、個体の属性におくのではなく、共同的关系圏の属性におく。「個体的なもの」の指向が同化となるか異化となるかは、その個体がアイデンティティをみいだしうる本拠地にいるか異邦の地にいるかに依ると思われる。「人間の本质は社会諸関係の総体である」ならば、人はどの社会関係を本拠地とし、アイデンティティをみいだしうるのか。ここでわれわれは再びルークスの「真の利益」に還帰せざるをえない。すなわち、「真の利益」を獲得できる関係圏こそが本拠地となるであろう⁽⁴⁸⁾。

このように「個体的なもの」とりわけ異化指向という概念を導入することにより、クレック三段階論の構造主義的硬直性をときほぐす可能性があると思われる。

最後に、これまでの行論を省みると、残された問題は多く、われ

われは有効適切な分析枠組を獲得するに至っていない。正当性の信念と言っても、それはどのような諸類型があり、どれが「ヘゲモニー支配」をなすのか。規範・ルールには様々な機能をはたすものがある。さらには、裁量や共同選択の過程の組織内での位置づけや、パワー現象への作用についても、議論に決着はついていない。しかし、何よりも根柢的な問題は、組織は「バイアスの動員」なしには存立しないのか、ということである。言い換えれば、組織の価値や規範は「バイアス」でしかありえないのか、つまり、インバランスのパワーを随伴せざるをえないのか、あるいは逆に、「バイアス」とはならず、パワーを惹起させない組織構成がありうるのか、ということである。これらの諸問題は組織の存立構造に沿ってこそ効果的に追究されうると思われる。その詳細な論議は別稿に譲りたい。

- (1) P. Bachrach & M. S. Baratz, "Two Faces of Power", *The American Political Science Review*, 56 (1962), p. 947. S. Clegg, *Power, Rule and Domination* (London: Routledge & Kegan Paul, 1975), pp. 17-18.
- (2) *Ibid.*, pp. 23-24.
- (3) P. Bachrach & M. S. Baratz, *op. cit.*, p. 947.
- (4) 青木康谷「権力概念をめぐる若干の考察(上)」、『シシオロジ』、一一卷三号、一九七六年、一〇六頁。
- (5) P. Bachrach & M. S. Baratz *op. cit.*, p. 949.

- (6) Ibid. p. 949.
- (7) Ibid. p. 949.
- (8) Ibid. pp. 949-50.
- (9) Ibid. p. 950.
- (10) クレックの所論は次章以後で検討される。
- (11) P. Bachrach & M. S. Baratz, *S. Lukes Power, a radical view* (Macmillan Press [1974] 1977) 一九頁から孫引き。
- (12) S. Lukes, *ibid.* p. 23
- (13) *Ibid.* p. 24.
- (14) この二次元的視座に困難がつきまとうことは容易に見てとれよう。例えば、人々の利害関心が「真」であるか虚偽意識であるか、したがって、〈顔のないパワー〉が働いていないかいるかを判断する基準は一体何であろうか。ルークスはクレンソン M. Crenson の調査研究を解釈するところで、それに触れる。クレンソンの研究とは、アメリカで何故ある都会では公害規制のイシューが条例制定の政治過程に早い時期から効果的にもちあがり、他の都市ではもちあがらなかったのかに答えようとするもの。結論は特定の企業が絶大なパワーをもっている人と人々によって声価される都市では、その企業が具体的な政治工作をせずとも、反公害イシューは生起しにくく、まして、企業が公害について何ら情報を出さないとく、反公害の声さえあがらないというもの。これをルークスは解釈しつつ、強制のない選択と適切かつ十分な情報とを「真の利害関心」の条件とする。しかし、ルークスは選択が強制的か否か、情報が適切・充分か否かを判定する基準を示していない。けれども、そうだからと言って、利害関心に真も虚偽もない、と無差別視することは、現にあ

る人々の欲求を真の利害関心として没批判的に是認することになる。われわれにあつては、この条件を観念的スローガンの水準から、より具体化・操作化を可能とする基準設定の方向に進むべきであろう。

- (15) 〈個体的なもの〉の含意については4章を参看。
- (16) M. ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波文庫、八六頁。
- (17) 同書、八六頁。
- (18) もちろん、この裁量・共同選択の余地はどの個体にも同程度に開かれているわけではない。フォクス A. Fox は裁量の多寡配分は階級利害、階級関係なしに捉えきれないと言う。(G. Salzman, "Towards a Sociology of Organisational Structure," *Sociological Review*, 26, 3(1978), p. 540)
- (19) ヘルシャフトをフォーマル構造のカテゴリーとし、マハトを〈個体的なもの〉に関係づけ、分析的に対概念として扱うのは、ヘルシャフトをマハトの特殊な一つの低位概念とする通常の理解を逸脱する。けれども逸脱することによって、「自己の意志」の現われ方の区別に止目するわれわれのここでの議論がシンボリックに整理できると思われる。
- (20) N・ルーマン『法社会学』村上、六本訳、岩波書店、二二二頁。
- (21) 裁量・共同選択における判断そのものも実は歴史文化的構造、したがって個人々人をこえた客観的構造、選択コードによって規定されており、個人々人はそれから自由ではないのだ、という主張に対し、われわれはどう回答するか。然り、と答える。しかるに、このイエスは言うところの構造の不変性を意味しはしない。その理由は本文の行論が示唆するはずである。

- (22) ルークスは年来のマルクス主義における人間主義と構造主義との論争を意識して、「このようにして、この構造的决定とパワー行使との境界線は引けるか」(S. Lukes op. cit. p. 52)と問い、「まったくの構造決定主義に特徴づけられるシステムでは、パワーの存立する場はない」、「ある過程を構造的決定のケースとしてではなく、パワー行使として見る」といふことは、行使者のパワーにおいてこそ様々なかたちで行為ができるはずだ」と想定することである」(Ibid. pp. 54-55)と答える。このルークスの見方では、パワーは構造的決定の及ばない領域で生起するとされるから、明らかに構造的決定に由来する権威はパワーの外に置かれるはずである。しかるに、他のところ(p. 32)ではパワーの下位カテゴリーとするという撞着をきたしている。ルークスの考えでは、パワーは個体のカテゴリーとされ、構造的に規定される行為とは別個のものとして同一空間には共存できない互いに排斥する事象とされるが、われわれにあつては、個体的なものに由来するマハトと、構造あるいは役割に由来するヘルシャフトとの両者が具体としての行為のうちに重合している形式もありうる和思考する。
- (23) M. Crozier, *The Bureaucratic Phenomenon*, (London Tavistock 1964) cf. S. Clegg *The Theory of Power and organization*, (London Routledge & Kegan Paul: 1979) pp. 114-22. ロジエが調査した工場の場合、創発的構造がかえって官僚制を悪循環させる方向に作用したのであるが。
- (24) Ibid. p. 149.
- (25) Ibid. p. 150.
- (26) ローレンス＝ローシュ『組織の条件適応理論』吉田訳、産業能

- 率短大・D. J. Hickson et al. "A Strategic Contingencies' Theory of Intraorganizational Power", *Administrative Science Quarterly*, 16, 2 (1971) pp. 216-229.
- (27) S. Clegg, op. cit. (1975) p. 53.
- (28) Ibid. p. 53.
- (29) D. J. Hickson et al. op. cit. p. 222.
- (30) S. Clegg op. cit. (1975), p. 54. 交換理論に対するクレグのこのような性格づけについては賛否両論があろう。ブラウの理論(「交換と権力」間場、居安、塩原訳、新曜社)は方法的個体(人)主義に立つので、構造全体主義からのクレグの批判的はずれかも知れない。しかし、交換を介しての権力の成立が普遍的ではなく特殊文化的だ、ということとはブラウにおいて明記されてしかるべきだとわれわれは考える。(参考、ジークリスト『支配の発生』大林他訳、思索社)したがって、クレグの批判をあらかじめ無意味とは考えない。
- (31) Ibid. p. 46.
- (32) Ibid. pp. 47-48, p. 67.
- (33) S. Clegg, ibid. p. 34. に引用。邦訳は『ワイトケンシュタイン全集』8、哲学探究』藤本訳、大修館書店、一七六頁に依る。
- (34) Ibid. pp. 17-42, pp. 68-80.
- (35) Ibid. pp. 56-66.
- (36) Ibid. pp. 119-24, p. 151.
- (37) Ibid. pp. 91-100.
- (38) クレグは「支配」を正当性付与の基準、あるいはより一般的な価値指向のレヴェルにおける支配と考える、とは明記していない。むしろ、「ヴェーバーの用語を借りて、「支配」のひとつの

類型化の仕方として、伝統的、カリマスの、官僚制的を挙げる (ibid. p. 26)。けれども、図 I や後に示す図 II が示すように、「支配」は最も根柢的な構造であるから、クレックの意図を明確に分解すれば、「ルール」は規範のレヴェルの選択構造で、「支配」は価値のレヴェルのそれだとわれわれは判断する。この判断は、後にクレックが「ルール」の例として技術ルール、連帯や規制に関する社会的調整ルール、人種や性の差別に関する特例組織ルール、独占化や多国籍企業化に関する戦略ルールを挙げる (1979, pp. 122-43)。ことから支持されよう。

(40) クレックはエスノメソドロジーに示唆をうけるが、シュッツやガーフィンケル、シクレーラと考えを同じくしない。彼らは個人をあたかも純粹に主体的に意味付与し実践する自由なる主体とみなす個人主義の幻想に依拠するとクレックは批判し、一見自由にみえる意味付与や実践の基底には、先入見あるいは前理解というような文化的・構造的基盤が厳としてあるのだ、という構造主義的な立場に立つ (1975, pp. 70-75)。クレックのこの立場は、しかしながら、「解釈的パラダイム」から「解釈学的パラダイム」へ (山口節郎「解釈学と社会学」思想、六五九号、一九七九年) という展開と一脈通じつつも、そのモチーフとは異なり、その妥当性をにわかには判断しがたい。

(41) S. — Clegg op. cit. (1979) pp. 80 — 100.

(42) クレックは七五年に「支配」というものを七九年では「ヘゲモニー支配」と再規定する。

(43) Ibid. pp. 89 — 94.

(44) Ibid. p. 95.

(45) Ibid. pp. 89 — 100.

(46) Ibid. p. 74. クレックは一四三頁で、システム内構造ギャップに言及するが、これが「実践」とどう繋がるのか示していない。構造的ギャップとは、例えば、資本主義国家が私企業の利潤蓄積を可能にする条件を整備するための財政投資と、福祉充実を介しての正当性確保のための財政投資の板ばさみになって、財政危機に陥いるという (J. O'Connor) ような意味でのギャップであり、クレック自身の図 II に従えば、「媒介」次元の矛盾であり、正確に言えば、媒介ギャップであろう。

(47) Ibid. pp. 74 — 75.

(48) 注 (14) を参看。

図Ⅰ 組織におけるパワー構造 S. Clegg (1975) p. 78

構造	概念	トピック	例
表層構造	パワー	交換	→ イシューの所産
↑	↑	↑	
深層構造	ルール	合理性	パワー → 交換 → 所産 ↑ ↑ ↑ ルール → 合理性 → イシュー
↑	↑	↑	
生活様式	支配	経済活動	パワー → 交換 → 所産 ↑ ↑ ↑ ルール → 合理性 → イシュー ↑ ↑ ↑ 支配 → 経済活動 → イコニックな理論化

図Ⅱ 組織構造展開の合理性様式 S. Clegg (1979) p. 99

分析水準	抽象的概念	例
行為	組織形象	組織的实践
↑	↑	↑
媒介	合理性様式	沈澱した 選択ルール
↑	↑	↑
構造	ヘゲモニー支配 生産様式	根本ルール

図Ⅲ 時間と構造 S. Clegg (1979) p. 99

